

# 輸送の安全に関する基本的な方針

令和8年4月1日

## 1. 安全方針

当社は海洋土木工事に従事する企業として、作業船・台船などの運用における安全確保を最優先事項とする。

限られた人員体制の中でも実効性のある安全管理を実現するため、以下の重点施策を定め、全社員が一体となって取り組む。

- イ. 運航規程を遵守し、状況に応じた適切な運航判断を行う。
- ロ. 海象・気象情報を正確に把握し、乗員全員で共有する。
- ハ. 船舶の点検を確実に実施し、安全な状態を維持する

## 2. 安定重点施策

安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶の業務を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社員一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

当該目的のため、令和8年においては以下の事項を安全重点施策とする。

- イ. 運航前および航行中において、運航規程に則った可否判断を確実に行う。  
気象・海象の変化や作業状況を踏まえ、無理な運航を避けることで事故を未然に防止する。
- ロ. 最新の海象・気象情報を継続的に収集し、乗員へ迅速かつ確実に共有する。情報の共有を徹底することで、全員が同じ状況認識を持ち、安全な運航判断につなげる。
- ハ. 船舶の安全な運航を確保するため、航行前点検および帰港後点検を必ず実施する。  
点検結果は記録し、異常が確認された場合は速やかに整備・修繕を行う。